

ID: 250

担当部署: 上下水道局

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収					
例 規 名 根 拠 条 項	長門市農業集落排水事業受益者分担金徴収条例 第10条第2項					
例 規 番 号	平成17年条例第152号					
【根拠条文】						
(督促手数料及び延滞金)						
第10条 督促手数料の額は、督促状1通につき100円とする。						
2 前条第1項の規定により督促を受けた者は、当該分担金の滞納額(その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)について、その納付期限の翌日から指定期限までの期間については年7. 3パーセント、指定期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14. 5パーセントの割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。						
3 前項に定める延滞金の額を計算する場合において、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。						
【基準】						
根拠条文及び附則第5項の規定による。						
(延滞金の割合の特例)						
5 当分の間、第10条第2項に規定する延滞金の年14. 5パーセントの割合及び年7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合 (租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14. 5パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合)とする。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 3 年 1 月 1 日			